

2 過去の金融分野における事件

件名 (措置年月日)	内容	関係法条
ドイツ証券株式会社に対する件 平成29年3月15日 (警告)	他の証券会社との間で、欧州国債について、継続して、我が国に所在する顧客からの引き合いに関する情報、価格に関する情報等を交換するなどし、また、他の証券会社と共同して、欧州国債のうち我が国に所在する顧客が電話取引により複数銘柄に対する見積価格の提示を求める方法で売買の発注を行うものについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた疑い。	独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止)
平成17年(勸)第20号 株式会社三井住友銀行に対する件 平成17年12月26日	自行と融資取引関係にある事業者であって、その取引上の地位が自行に対して劣っているものに対して、融資に係る手続を進める過程において、金利スワップの購入を提案し、金利スワップを購入することが融資を行うことである旨又は金利スワップを購入しなければ融資に関して不利な取扱いをする旨を明示又は示唆することにより金利スワップの購入を要請し、金利スワップの購入を余儀なくさせている。	独占禁止法第19条(平成21年改正前の一般指定第14項〔優越的地位の濫用〕) (注)
平成16年(勸)第19号 株式会社百十四銀行ほか5社に対する件 平成16年7月27日	香川県信用農業協同組合連合会、香川県農業協同組合等の香川県所在の金融機関6社が共同して、それまで徴収していなかった学費システムによる給食費、PTA会費等の学校諸費の口座振替に係る手数料を、幼稚園、小学校、中学校等から徴収することとし、学費システムに係る口座振替手数料を決定している。	独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止)
平成3年(勸)第20号 野村証券株式会社に対する件 平成3年12月2日	顧客との取引関係を維持し、又は拡大するため、一部の顧客に対し、昭和62年から平成3年にかけて損失補填等を行っていた。	独占禁止法第19条(一般指定第9項〔不当な利益による顧客誘引〕) (注)
平成3年(勸)第21号 大和証券株式会社に対する件 平成3年12月2日		
平成3年(勸)第22号 日興証券株式会社に対する件 平成3年12月2日		
平成3年(勸)第23号 山一証券株式会社に対する件 平成3年12月2日		

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

〔定義〕

第二条（略）

②～⑤（略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨（略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

（排除措置）

第七条（略）

② 公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。（略）

（課徴金、課徴金の減免）

第七条の二（略）

①～⑳

㉑ 実行期間（第四項に規定する違反行為については、違反行為期間）の終了した日から五年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。